

議案第6号

飯能市成年後見制度利用促進審議会条例（案）

（設置）

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

第14条第2項の規定に基づき、飯能市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (2) 成年後見等実施機関の運営等を支援することその他の必要な措置に関すること。
- (3) 市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ること。
- (4) その他成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(飯能市市民後見推進審議会条例の廃止)

2 飯能市市民後見推進審議会条例(平成26年条例第14号)は、廃止する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝